

八王子市小規模工事等見積参加登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化及び市内小規模事業者の育成に資するため、市が発注する小規模工事等に見積参加するための登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模工事等)

第2条 この要綱において小規模工事等とは、八王子市契約事務規則(昭和39年八王子市規則第9号)第42条の規定により随意契約によることができる契約のうち、予定価格50万円以下の工事及び設備等の修繕をいうものとする。

(登録要件)

第3条 この要綱により小規模工事等の見積参加登録(以下「見積参加登録」という。)ができる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 建設工事等競争入札参加資格者としての登録がない者であること。
- (2) 市内に本社の商業登記を有する法人事業者又は市内に住民登録を有する個人事業者であること。
- (3) 常時業務に従事する者(代表・役員は含まない)が5人以下であること。
- (4) 次の全ての税目に滞納がないこと。

ア 法人税(申請者が個人である場合は所得税)

イ 消費税及び地方消費税

ウ 次の八王子市税

法人事業者の場合	法人に係るもの	<ul style="list-style-type: none">・法人市民税・固定資産税、都市計画税・事業所税・従業員の市民税特別徴収分・軽自動車税
	法人代表者に係るもの	<ul style="list-style-type: none">・代表者の個人市民税・代表者の固定資産税、都市計画税・代表者の軽自動車税
個人事業者の場合		<ul style="list-style-type: none">・個人市民税・固定資産税、都市計画税・事業所税・軽自動車税

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 申請業種の営業を行うに当たり必要な許可、免許、資格等を有する者であること。

(申請業種)

第4条 見積参加登録ができる業種は、別表に定めるとおりとする。

2 見積参加登録を希望する者は、別表に定める業種の中から5業種を超えない範囲で見積参加登録を申請することができる。

(申請方法等)

第5条 見積参加登録を希望する者は、小規模工事等見積参加登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)正副各2通に次に掲げる書類を添付し、市に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合は、法人の商業登記に係る登記事項証明書（申請日の3月前以降に発行されたもの）
- (2) 申請者が個人である場合は、個人事業の商号登記に係る登記事項証明書（申請日の3月前以降に発行されたもの）又は住民票及び地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない旨の誓約書（第2号様式）
- (3) 法人税（申請者が個人である場合は所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書並びに市税納税状況調査票
- (4) 申請業種の営業に必要な許可等を証する書類の写し
- (5) 雇用保険等加入状況申出書（第3号様式）、加入状況が確認できる書類（加入義務のない事業者である場合は社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入義務がないことの届出書（第4号様式））
- (6) その他市が必要と認める書類

2 見積参加登録の申請は、小規模工事等見積参加登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）の作成前に、期間を定めて受け付けるものとする。

3 前項の期間内に手続を行わなかった者の見積参加登録の申請は、登録者名簿の作成後に随時受け付けるものとする。

（名簿への登録）

第6条 市は、提出された申請書及び添付資料の内容を審査し、登録者名簿へ掲載する。登録者名簿への掲載が完了したときは、申請書の副本に受付番号を記入し、速やかに申請者に返付する。なお、登録者名簿は小規模工事等の見積業者選定資料として活用するほか、公表の対象とする。

2 市は、前項の審査のため必要がある場合には、申請者に追加資料の提出、申請書の補正その他の必要な措置を求めることができる。

3 市は、前項の措置によっても第3条に規定する登録要件を満たさない場合には、当該見積参加登録の申請業種の全部又は一部の登録を承認しないものとする。

（有効期間）

第7条 登録者名簿の有効期間は、2年間とし、2年度ごとに更新するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項の規定により見積参加登録の申請をした者の登録の有効期間は、その者が登録者名簿に掲載された日から当該登録者名簿の有効期間の末日までとする。

（登録者の取扱い）

第8条 市は、小規模工事等を発注するために見積書を徴する場合には、特別の理由がある場合を除き、登録者名簿に掲載されている者（以下「登録者」という。）の中から一者以上を選定するよう努めるものとする。

（変更等の届出）

第9条 登録者は、登録申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに小規模工事等見積参加登録変更申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 登録者は、登録者名簿への掲載を抹消したい場合には、小規模工事等見積参加登録抹消申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

3 前2項の申請の際には、第6条第1項の規定により返送された申請書の副本その他市が指示する書類を添付しなければならない。

（職権による登録の抹消）

第10条 市は、登録者が次のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者が第3条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 小規模工事等の履行成績が著しく不良であり、小規模工事等の契約者として適当でないと認めるとき。
- (4) その他、市が登録者として適当でないと認めるとき。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22・23年度の登録者名簿は、平成22年度の登録者名簿を準用する。この場合において、登録期間の末日は、「平成23年3月31日」とあるのを「平成24年3月31日」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

業種 番号	業 種 名	内 容	工 事 例
100	道路舗装工事	道路等の地盤面を舗装する工事	道路舗装工事、道路築造工事、路面補修工事
600	一般土木工事	他の業種に該当しない土木工事	溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、消波ブロック製作工事
700	建築工事	建築物を建築又は補修する工事	学校等建築工事
800	電気工事	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事	屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事
900	給排水衛生工事	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事	給湯設備工事、給（排）水管取替工事、衛生器具取替工事
1000	空調工事	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事
2700	造園	庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事	公園整備、植栽、水景等の工事
3200	消火設備	消火設備、避難設備、消火活動等に必要施設を設置又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救助袋設置工事
3300	電話・通信	有線及び無線等により電気通信する設備を設置する工事	電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事
3500	畳	畳の製作、敷込み及び表替え工事	
3600	室内装飾（内装仕上）	建築物の内装仕上げを行う工事	防音工事、インテリア工事
3700	一般塗装	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事（道路標示塗装に含まれるものを除く）	塗装工事
3900	防水	建築物の防水を行う工事	
6600	金網さく	窓手すり、ネット、フェンス、柵、落石防止網等を設置する工事（交通安全用の防護柵を除く）	住宅窓手摺取付工事、防水スクリーン設置工事
6800	サッシュ	窓枠及び飾りに付ける建具類の取付、取替工事	窓枠取替工事

受付番号	
------	--

年 月 日

小規模工事等見積参加登録申請書

八王子市長 殿

受付印

八王子市の発注する小規模工事（設備等の修繕を含む。）への見積参加を希望するので、次のとおり登録を申請します。

所在地（住所）	〒 ー 東京都八王子市		
フリガナ			
商号・名称			
代表者役職名		実印	使用印
フリガナ			
代表者氏名			
電話番号		F A X	
メールアドレス			
総職員数	代表・役員	人	合計 人
	正社員	人	
申請業種	※申請業種（別表 第4条関係）に記入してください ※申請は5業種以内としてください		

本申請による登録有効期限は 年 月 日までとする

変更の履歴

変更日	変更事項	変更内容			
		変更前		変更後	
印鑑の変更 (該当する項目・印鑑名に○を付す) ① 実印 ② 使用印		改印・廃止	改印・廃止	改印・新規	改印・新規

申請業種（別表 第4条関係）

※申請する業種（5業種以内）について得意順位（5位まで）を記入してください

得意 順位	業種 番号	業 種 名	営業に必要な許可・免許等を有する場合 許可等の種類・名称・許可番号等（1業種3種類まで）
	100	道路舗装工事	
	600	一般土木工事	
	700	建築工事	
	800	電気工事	
	900	給排水衛生工事	
	1000	空調工事	
	2700	造園	
	3200	消火設備	
	3300	電話・通信	
	3500	畳	
	3600	室内装飾（内装 仕上）	
	3700	一般塗装	
	3900	防水	
	6600	金網さく	
	6800	サッシュ	

本申請による登録有効期限は 年 月 日までとする

誓 約 書

八王子市長 殿

私は、小規模工事等見積参加登録の申請に当たり、次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であることを誓約いたします。

- 未成年者
- 成年被後見人
- 被保佐人
- 被補助人
- 破産者で復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

年 月 日

住 所

氏 名

(印)

社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入義務がないことの届出書

所在地 _____
 商号または名称 _____
 代表者（または代理人） _____ 印

下記の理由により、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入義務がないことについて提出します。

記

① 雇用保険について

- 従業員がいないため加入義務がありません。
 その他（理由を下記に記入してください）

(理由)	
【労働局等の関係機関に確認した場合は、下記に記入してください】	
確認日（年月日）	
関係機関名	

② 健康保険について

- 従業員5人未満の個人事業者であるため、加入義務がありません。
 その他（理由を下記に記入してください）

(理由)	
【年金事務所等の関係機関に確認した場合は、下記に記入してください】	
確認日（年月日）	
関係機関名	

※国保組合等に加入している場合は、国保組合等への加入が確認できる書類を添付してください。

③ 厚生年金保険について

- 従業員5人未満の個人事業者であるため、加入義務がありません。
 その他（理由を下記に記入してください）

(理由)	
【年金事務所等の関係機関に確認した場合は、下記に記入してください】	
確認日（年月日）	
関係機関名	

※該当する□欄にチェックしてください。

※各保険に加入義務がない場合、加入義務がないことを証明する書類の提出を求める場合があります。（例：登記事項証明書等）

受付番号	
------	--

年 月 日

小規模工事等見積参加登録変更申請書

八王子市長 殿

受付印

八王子市の発注する小規模工事（設備等の修繕を含む。）への見積参加登録事項の変更を次のとおり申請します。

所在地（住所）	〒 ー 東京都八王子市		
フリガナ			
商号・名称			
代表者役職名			
フリガナ			
代表者氏名	(印)		

変更事項	変更前		変更後	
印鑑の変更 ※ 該当する項目・印鑑名に○を付す	改印・廃止	改印・廃止	改印・新規	改印・新規
① 実印				
② 使用印				

<変更事項の例>

所在地（住所）、組織（個人→法人、有限会社→株式会社）、商号・名称、代表者役職・氏名
電話・FAX番号、メールアドレス、印鑑（実印、使用印）、総職員数、社会保険等の加入
状況、申請業種、許可・免許等

* ご提出の際は、変更申請書と受付印のある申請書を一緒にお持ちください。

受付番号	
------	--

年 月 日

小規模工事等見積参加登録抹消申請書

八王子市長 殿

受付印

八王子市の発注する小規模工事（設備等の修繕を含む。）への見積参加登録を抹消願います。

所在地（住所）	〒 ー 東京都八王子市
フリガナ	
商号・名称	
代表者役職名	
フリガナ	
代表者氏名	(印)

申請理由

- 競争入札参加登録を行ったため
令和 年 月 日より競争入札参加登録の名簿掲載（予定）
- その他（具体的に理由を記載）
